

## 【雇用保険：介護休業給付の詳細】（平成30年3月1日時点）

### ■支給対象となる介護休業

介護休業給付金は、以下の1及び2を満たす介護休業について、支給対象となる同じ家族について93日を限度に3回までに限り支給されます。

1. 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする家族（※1）を介護するための休業であること。

※1 被保険者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）、配偶者の父母（養父母を含む）、祖父母、兄弟姉妹、孫です。

2. 被保険者が、その期間の初日及び末日を明らかにして事業主に申出を行って、これにより被保険者が実際に取得した休業であること

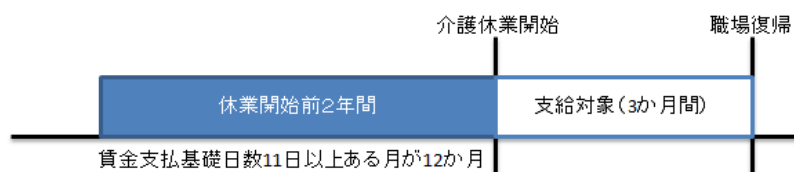
### ■対象者

以下の受給要件を満たしている方です。

#### <受給要件>

- ① 家族の介護ために、介護休業を取得した雇用保険の被保険者（※2）であること  
※2 一般被保険者及び高年齢被保険者
- ② 介護休業を開始した日の前2年間に、被保険者期間（※3）が通算して12か月以上あること

※3 雇用保険に加入していた期間のうち、介護休業を開始した日の前日から遡った1か月ごとに区切っていった期間に賃金の支払いの基礎になった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。被保険者期間は、離職と再就職までの間が1年以内であり、その間に基本手当を受給していない場合は、その期間も通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますので勤務先もしくはハローワークへお問合せください。



契約社員等の有期労働契約を締結している方については、上記①、②に加え、休業を開始する時に次の（ア）（イ）のいずれにも該当することが必要です。

（ア） 同一の事業主のもとで1年以上雇用が継続していること

（イ） 同一の事業主のもとで介護休業を開始する日から93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に、引き続き雇用される見込みがあること

### <支給額>

介護休業給付の支給金額（1か月）ごとの支給額は、原則として次のように計算されます。

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額（※4）} \times \text{支給日数（※5）} \times 67\%$$

※4 原則として介護休業開始前の6か月の賃金の合計額を180で除した額となりますが、賃金月額が492,300円を超える場合は、492,300円となります。

※5 支給対象期間は30日となり、介護休業終了日を含む支給対象期間は、当該支給対象期間の日数となります。

なお、各支給対象期間中の賃金額と「賃金日額×支給日数」の67%相当額の合計額が、「賃金日額×支給日数」の80%を超えるときには、当該超えた額が減額支給され、当該賃金額のみで「賃金日額×支給日数」の80%に相当する額以上となる場合は不支給となります。

### ■利用方法

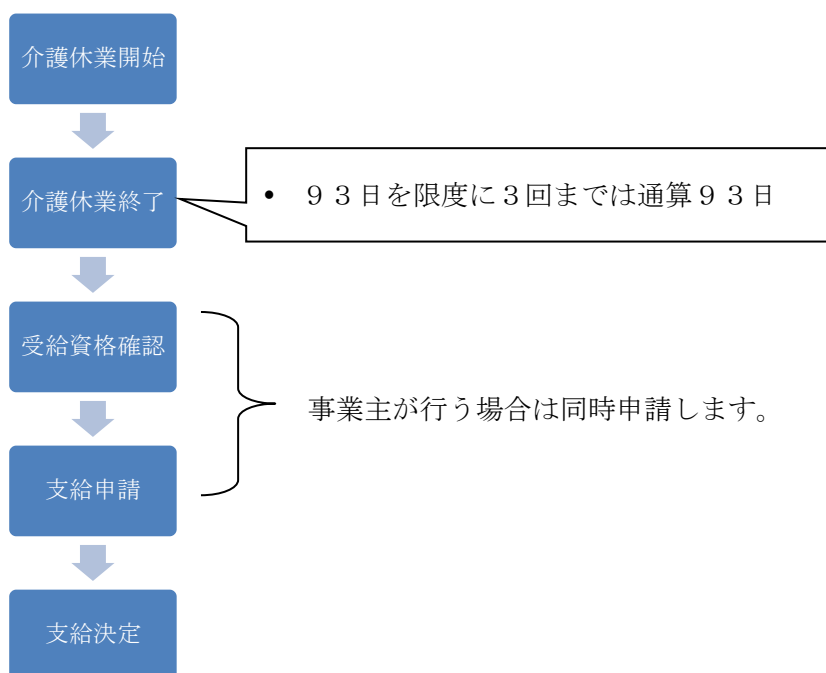
以下の2つの手続きが必要です。

① 受給資格確認（事業主が行います）

② 支給申請（事業主もしくは被保険者が行います）

全ての手続きを事業主行う方がスムーズです。ハローワークにおいても、「できるだけ、事業主の方が提出するようにしてください。」としていますので、この制度を利用する際は、勤務先に確認するのがよいでしょう。

## <介護休業給付の流れ>



### ■申請時期

介護休業終了日（介護休業が3か月を超える場合は、3か月を経過した日）の翌日から2か月を経過する日の属する月の末日までに申請します。

### ■よくある質問（Q&A）

Q1：「要介護状態」とは介護保険の「要介護認定」のことですか？

A1：いいえ、違います。介護休業給付の「要介護状態」は、介護保険の「要介護認定」とは全く別の基準で判断されます。

（参照）常時介護を必要とする状態に関する判断基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000130471.pdf>

参考：ハローワークホームページ

厚生労働省ホームページ